○滑川市環境美化促進条例

平成13年12月25日

条例第25号

（目的）

第１条　この条例は、空き缶等の散乱、飼い犬等のふん害及び空き地等の雑草繁茂を防止することにより、快適な生活環境の保全と清潔で美しいまちづくりに寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

⑴ 空き缶等　空き缶、空き瓶、プラスチック等の飲料容器、たばこの吸い殻、紙くずその他捨てられることによつてごみの散乱の原因となるものをいう。

⑵ ふん害　飼い犬等のふんにより道路、公園その他の公共の場所（以下「公共の場所」という。）又は飼い主以外の者が所有し、占有し、若しくは管理する土地（以下「他人の土地」という。）を汚すことをいう。

⑶ 空き地等　宅地化された土地又は住宅地に隣接する土地、現在は農業をしておらずに放置されている土地若しくはこれらに準ずる土地で所有者、占有者又は管理者が使用していないものをいう。

⑷ 市民等　市内に居住し、勤務し、若しくは在学し、又は滞在し、若しくは市内を通過する者をいう。

⑸ 事業者　市内で事業活動を行うすべての者をいう。

⑹ 飼い主　飼い犬等を所有し、飼育し、又は管理する者をいう。

⑺ 所有者等　土地又は建物を所有し、占有し、又は管理する者をいう。

（市の責務）

第３条　市は、この条例の目的を達成するために必要な施策を総合的かつ計画的に実施するとともに、その実施について、市民等、事業者、飼い主、所有者等、関係行政機関及び関係諸団体に対して協力を要請するものとする。

（市民等の責務）

第４条　市民等は、家庭外で自ら生じさせた空き缶等を持ち帰る等、これらを散乱させることのないようにしなければならない。

２　市民等は、自主的に清掃及び空き缶等の散乱防止活動に参加し、地域における環境美化に努めるとともに、この条例の目的を達成するため、市が実施する施策に協力しなければならない。

（事業者の責務）

第５条　事業者は、空き缶等その他の廃棄物の散乱を防止するため市民等に対する啓発活動を行うとともに、事業活動を行う場所及びその周辺の清掃を行わなければならない。

２　事業者は、この条例の目的を達成するため、市が実施する施策に協力しなければならない。

（飼い主の責務）

第６条　飼い主は、ふん害を防止するため、ふんを処理するための用具等を携行し、飼い犬等が公共の場所又は他人の土地でふんをしたときは、直ちに回収しなければならない。

（所有者等の責務）

第７条　所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地及び建物の環境美化のため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

２　所有者等は、この条例の目的を達成するため、市が実施する施策に協力しなければならない。

（投棄の禁止）

第８条　何人も、みだりに空き缶等を、公共の場所及び他人の土地に捨ててはならない。

（空き地等の管理）

第９条　空き地等の所有者、占有者又は管理者は、繁茂する雑草、枯れ草又は投棄された廃棄物等を放置して周辺の生活環境を損なうことのないよう、常に空き地等を適切に管理しなければならない。

（指導又は勧告）

第10条　市長は、前５条の規定に違反した者に対し、良好な生活環境の確保を図るために必要な限度において、改善その他必要な措置を講ずるよう指導又は勧告をすることができる。

（命令）

第11条　市長は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくその勧告に従わないときは、履行期限を定めてその勧告に従うよう書面により命令することができる。

２　市長は、前項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、命令を受けるべき者にその理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

（公表）

第12条　市長は、前条第１項の命令を受けた者が正当な理由がなくその命令に従わないときは、その旨を公表することができる。

（立入検査）

第13条　市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、空き缶等が散乱している土地、建物及び空き地等に立ち入り、必要な検査を行わせることができる。

２　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

３　第１項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（委任）

第14条　この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

（罰則）

第15条　第11条第１項の規定による命令に従わない者は、５万円以下の過料に処することができる。

附　則

この条例は、平成14年４月１日から施行する。

附　則（令和７年条例第14号）

この条例は、公布の日から施行する。